

おしらせHOTコーナー

ふれあい福祉コーナー

財産や権利を守る～成年後見制度～

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の財産や権利を守るため、家庭裁判所が支援者を選び、この支援者が法的に支援する制度が成年後見制度です。

成年後見制度の種類と内容

名称	利用できる方
法定後見制度	後見 日常生活で判断能力がほとんどない方 (日常の買い物などもひとりではできない場合)
	保佐 日常生活で判断能力が著しく不十分な方 (日常の買物などはひとりではできるが、重要な財産管理などではできない場合)
	補助 日常生活で判断能力が不十分な方 (重要な財産管理などをひとりですることが不安な場合)
手続き	利用者本人が市内に住所を有する場合は、さいたま家庭裁判所越谷支部(☎910-0123)に申立書を提出
申立人	利用者本人、配偶者、4親等内の親族など
任意後見制度	現在は判断能力が十分ある方 (将来、認知症などで判断能力が低下した場合に備えて、本人が選んだ任意後見人と任意後見契約を結びます)

市民後見人について

法律の専門家だけでなく、地域で身近に暮らしている市民が市民後見人として成年後見人の役割を担おうという取り組みとして、市では市民後見人を育成する体制を整備しています。

☎長寿介護課☎448、障がい福祉課☎428、社会福祉課☎316、東部地域包括支援センターやしお苑☎998-8895、西部地域包括支援センターケアセンター八潮☎994-5562、南部地域包括支援センター埼玉回生病院☎999-7717、北部地域包括支援センターやしお寿苑☎930-5123

特定健診を受けましょう

ワンコイン(500円)で健康チェック!

特定健診では、以下の項目で健診を実施しています。
約10,000円かかる健診が、ワンコイン(500円)で受けることができますので、ぜひご自身の健康管理にお役立てください。

必須項目

- ・診察
- ・身体計測
- ・腹囲測定
- ・血圧測定
- ・尿検査
- ・血液検査



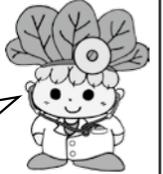
医師が必要と認めた場合 健診条件に該当した場合

- ・貧血検査
- ・心電図検査
- ・眼底検査

特定健診合同PRキャンペーンのご案内

☎9月9日(土) 午前11時～午後4時(予定)
場 イオンモール春日部
内 啓発品の配布など
問 国保年金課☎825

ハッピーこまちゃんも参加予定!



法律相談コラム

法律相談などで多い事例とそのアドバイス

会社から解雇されてしまった

事例

勤務先の会社から突然解雇されました。解雇には納得がいかないのですが、会社に対して、どのような請求をすることができるのでしょうか。

回答

まず、解雇が無効である場合、労働者は、解雇された後も雇用契約上の権利を有していることとなりますので、「雇用契約上の権利を有する地位の確認」を請求することができます。これが認められれば、会社に職場復帰を求めることができます。

ただし、現実には、会社側、あるいは解雇された労働者自身が職場復帰を望まないことも多いです。そのようなケースでは、「地位の確認」に代わり、金銭的な解決が図られることもあります。

また、解雇が無効である場合、解雇以降働いていなかったとしても、それは無効な解雇を行った会社側に責任がありますので、解雇以降未払いとなっている賃金の支払いを請求することができます。

もっとも、解雇後に別会社に就職するなどして、解雇を行った会社での就労意思がなくなったと判断されてしまうと、就労意思がなくなった時期以降の賃金請求は認められないことがあります。また、賃金請求が認められるとしても、別会社で働いて収入を得ていた場合には、その分が原則として差し引かれてしまいます(ただし、平均賃金の6割までの部分については、差し引かれずに支給を受けることができます)。

さらに、解雇されたことで労働者が受けた精神的苦痛について、慰謝料を請求することも考えられます。ただし、慰謝料請求が認められるのは、解雇の違法性が著しい場合に限られており、解雇が無効であれば、直ちに請求が認められるというわけではありません。

解雇の有効性を会社が争ってきた場合、紛争が長期化することも多く、労働者としては、適切な手段を用いて会社側と対峙する必要があります。お早めに、労働問題に関する専門的な知識を有する弁護士に相談するのが望ましいでしょう。

☎埼玉弁護士会越谷支部☎962-1188 若生(弁護士)

行ってみたいな となりまち

近隣4市1町のイベント情報をお知らせします。
ぜひ、お出かけください。

三郷市

2017みさとサマーフェスティバル花火大会
☎8月19日(土) 午後7時～8時30分
(雨天時は8月20日(日)に順延)
場 江戸川運動公園※周辺道路の通行止めを実施、駐車場はありません。
☎三郷市商工会青年部☎952-123

越谷市

第33回南越谷阿波踊り
☎前夜祭☎8月18日(金) 午後7時～

松伏町

9時、本祭☎8月19日(土)・20日(日) 午後5時10分～9時(流し踊り)、午後2時～8時45分(舞台踊り)、午後4時20分～8時45分(組踊り)
場 新越谷駅・南越谷駅周辺
☎(一社)南越谷阿波踊り振興会☎986-2266

吉川市

夏休み映画会
☎8月19日(土) 午前10時～、午後1時30分
場 吉川市中央公民館ホール
☎幼児から一般

草加市

日本の響 草加の陣 邦楽のパイオニア達の共演
☎9月9日(土) 午後2時
場 草加市文化会館
出演 藤原道山さん、城南海さん、野坂操さん、沢井一恵さんなど
☎2000円～5000円(全席指定、未就学児入場不可)
☎草加市文化会館☎931-9325

図書館 だより

新しく入った両館所蔵の図書の一部を紹介いたします。

「あなたならどうする」 井上荒野 著

「囚われの島」 谷崎由依 著

「横浜大戦争」 蜂須賀敬明 著

「増山超能力師大戦争」 菅田哲也 著

「母ではなくて、親になる」 山崎ナオコ 著

「児童書 化けて貸します!レンタルシヨップ八文字屋」 泉田もと 著

「よるのおと」 たむらしげる 著

「詩ってなあに?」 ミーシャ・アーチャー 著
石津ちひろ 訳

「ホウホウフクロウ」 井上洋介 著

「ろくろづくびのばけねこしまい」 荒戸里也子 著
二宮由紀子 文

9月の上映会の日
☎八條図書館
▼児童向け☎3日(日)・17日(日)・24日(日) 午前11時～

☎八條図書館
▼一般向け☎3日(日)・10日(日)・24日(日) 午後2時～

☎八條図書館
▼児童向け☎10日(日)・24日(日) 午後2時～

※上映内容など、詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

9月の休館日
八條・八條図書館
4日(月)・11日(月)・19日(火)・25日(月)

駅前出張所図書窓口
毎週土・日曜日、18日(祝)

☎995-6215
☎994-5500